

# 資料 1 - 1

## 府中市附属機関の設置等に関する条例

平成27年 3月13日

条例第 1号

改正	平成27年 6月29日条例第21号	平成28年 9月28日条例第24号
	平成29年 3月21日条例第 1号	平成31年 3月20日条例第 1号
	令和 2年 3月17日条例第 1号	令和 3年 3月17日条例第 2号
	令和 4年 3月22日条例第 1号	

### (目的)

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会(以下「市長等」という。)の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第 2 条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則(第 9 条において「市規則等」という。)に定めるところにより、設置期間が 1 年未満の附属機関を置くことができる。

### (所掌事務)

第 3 条 前条第 1 項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

### (委員の定数)

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員(臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。)の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

### (委員の任期)

第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (臨時委員及び専門調査員)

第 6 条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第1項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

(部会)

第7条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 指定管理者候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画推進協議会委員	日額 11,000円
市民協働推進会議委員	日額 11,000円
市史編さん審議会委員	日額 11,000円
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員	日額 11,000円
障害者計画推進協議会委員	日額 11,000円
障害者等地域自立支援協議会委員	日額 8,000円
保健計画推進協議会委員	日額 11,000円
特別支援教育協議会委員	日額 11,000円

付 則(平成27年6月29日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 特別支援教育協議会委員の項の次に次のように加える。

まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員	日額 11,000円
------------------------	------------

付 則(平成28年9月28日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 空家等対策協議会委員の項の次に次のように加える。

文化振興計画検討協議会委員	日額 11,000円
---------------	------------

付 則(平成29年3月21日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 文化振興計画検討協議会委員の項の次に次のように加える。

基地跡地留保地利用計画検討協議会委員	日額 11,000円
行財政改革推進プラン検討協議会委員	日額 11,000円
都市・地域総合交通戦略検討協議会委員	日額 11,000円
緑の基本計画検討協議会委員	日額 11,000円
学校施設老朽化対策推進協議会委員	日額 11,000円

付 則(平成31年3月20日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の1府中市長

の附属機関の表の改正規定(同表府中市障害者計画推進協議会の項に係る部分並びに同表府中市文化振興計画検討協議会の項及び府中市都市・地域総合交通戦略検討協議会の項を削る部分に限る。)及び次項の規定(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)別表第1の改正規定のうち同表文化振興計画検討協議会委員の項及び都市・地域総合交通戦略検討協議会委員の項を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化振興計画検討協議会委員の項及び都市・地域総合交通戦略検討協議会委員の項を削り、同表学校施設老朽化対策推進協議会委員の項の次に次のように加える。

福祉計画検討協議会委員	日額 11,000円
-------------	------------

付 則(令和2年3月17日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の1府中市長の附属機関の表の改正規定(府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会の項を削る部分に限る。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1基地跡地留保地利用計画検討協議会委員の項を削る。

(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

- 3 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「保健計画推進協議会委員」を「保健計画・食育推進計画推進協議会委員」に改め、同表図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

商店街振興プラン検討協議会委員	日額 11,000円
観光振興プラン検討協議会委員	日額 11,000円
市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選	日額 11,000円

定委員会委員	
地域公共交通協議会委員	日額 11,000円
スポーツ推進計画検討協議会委員	日額 11,000円
学校教育プラン検討協議会委員	日額 11,000円
学校適正規模・適正配置検討協議会委員	日額 11,000円

付 則(令和3年3月17日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の1府中市長の附属機関の表の改正規定(府中市地域公共交通協議会の項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 災害弔慰金等支給審査会委員の項の次に次のように加える。

入札等監視委員会委員	日額 11,000円
文化センターあり方検討協議会委員	日額 11,000円
農業振興計画検討協議会委員	日額 11,000円
都市・地域交通戦略(分倍河原駅周辺地区)推進協議会委員	日額 11,000円
住宅マスタープラン検討協議会委員	日額 11,000円

付 則(令和4年3月22日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の1府中市長の附属機関の表の改正規定(府中市行財政改革推進プラン検討協議会の項及び府中市市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会の項を削る部分に限る。)及び次項の規定(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)別表第1の改正規定のうち同表行財政改革推進プラン検討協議会委員の項及び市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会委員の項を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。  
(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

別表第1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員の項中「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員」を「総合計画重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)推進協議会委員」に改め、同表行財政改革推進プラン検討協議会委員の項及び市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会委員の項を削り、同表住宅マスタープラン検討協議会委員の項の次に次のように加える。

リサイクルプラザ整備等事業者選定委員会委員	日額 11,000円
-----------------------	------------

別表(第2条～第5条)

(平27条例21・平28条例24・平29条例1・平31条例1・令2条例1・令3条例2・令4条例1・一部改正)

1 府中市長の附属機関

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市男女共同参画推進協議会	(1) 府中市男女共同参画計画の推進に関する事項 (2) 府中市男女共同参画センターの事業計画及び運営に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	12人以内	2年
府中市市民協働推進会議	市民協働の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	11人以内	2年
府中市市史編さん審議会	市史の編さんに関する事項その他市長が必要と認める事項	10人以内	2年
府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	(1) 府中市高齢者保健福祉計画の推進に関する事項 (2) 府中市介護保険事業計画の推進に関する事項 (3) 地域包括支援センターの運営状況の評価等に関する事項 (4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	16人以内	3年
府中市障害者計画推進協議会	(1) 府中市障害者計画の推進に関する事項	18人以内	3年

	(2) 府中市障害福祉計画の推進に関する事項 (3) 府中市障害児福祉計画の推進に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項		
府中市障害者等地域自立支援協議会	障害者及び障害児への支援の体制の整備に関する事項その他市長が必要と認める事項	18人以内	2年
府中市保健計画・食育推進計画推進協議会	(1) 府中市保健計画の推進に関する事項 (2) 府中市食育推進計画の推進に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	13人以内	2年
府中市総合計画重点プロジェクト(府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略)推進協議会	府中市総合計画重点プロジェクト(府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略)の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	12人以内	3年
府中市緑の基本計画検討協議会	府中市緑の基本計画の案に関する事項その他市長が必要と認める事項	10人以内	2年
府中市福祉計画検討協議会	府中市福祉計画の案に関する事項その他市長が必要と認める事項	16人以内	2年
府中市商店街振興プラン検討協議会	府中市商店街振興プランの案に関する事項その他市長が必要と認める事項	9人以内	2年
府中市観光振興プラン検討協議会	府中市観光振興プランの案に関する事項その他市長が必要と認める事項	15人以内	2年

府中市地域公共交通協議会	(1) 府中市地域公共交通計画の推進に関する事項 (2) 地域住民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として利用される公共交通機関の運行に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	20人以内	2年
府中市入札等監視委員会	入札及び契約手続の運用状況等の審査及び評価並びに公正な事務執行の監視等に関する事項その他市長が必要と認める事項	3人以内	2年
府中市文化センターあり方検討協議会	府中市文化センターの運営等の今後のあり方に関する事項その他市長が必要と認める事項	15人以内	2年
府中市農業振興計画検討協議会	府中市農業振興計画の案に関する事項その他市長が必要と認める事項	9人以内	1年
府中市都市・地域交通戦略(分倍河原駅周辺地区)推進協議会	府中市都市・地域交通戦略(分倍河原駅周辺地区)の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項	14人以内	2年
府中市住宅マスタープラン検討協議会	府中市住宅マスタープランの案に関する事項その他市長が必要と認める事項	9人以内	1年
府中市リサイクルプラザ整備等事業者選定委員会	府中市リサイクルプラザの整備等に係る設計、施工及び運営を行う民間事業者の選定に関する事項その他市長が必要と認める事項	7人以内	2年

## 2 府中市教育委員会の附属機関

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市特別支援教育協議会	(1) 府中市特別支援教育推進計画の推進に関する事項 (2) 特別支援学級の設置等に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項	20人以内	1年
府中市学校施設老朽化対策推進協議会	市立学校の施設における老朽化対策の推進に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項	14人以内	2年
府中市スポーツ推進計画検討協議会	府中市スポーツ推進計画の案に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項	10人以内	2年
府中市学校教育プラン検討協議会	府中市学校教育プランの案に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項	12人以内	2年
府中市学校適正規模・適正配置検討協議会	市立学校の適正規模・適正配置に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項	12人以内	1年